

## 第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和5年8月24日（木） 午前10時～11時30分

2 場 所 山梨県防災新館4階 409会議室

3 出席者

（委員）

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、小林信保、鈴木勝利、仁科加代子、三浦洋美、  
宮城隆、柳田正明、山西孝、山本和子、渡邊尚毅、渡邊秀昭（五十音順）

（県側等）

福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、健康増進課、  
子育て福祉課、自立支援協議会座長

（事務局）

障害福祉課

企画推進担当（3人）、施設支援担当（1人）、地域生活支援担当（1人）、

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

- （1）開会
- （2）福祉保健部長あいさつ
- （3）会長選任
- （4）議事
- （5）その他
- （6）閉会

6 会議に付した議題

（1）協議事項

「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和4年度末における進捗状況について

「やまなし障害児・障害者プラン2024」（仮称）の策定（基本的な考え方等）について

（2）報告事項

令和4年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について

（3）その他

7 会長及び職務代理の選任

山梨県附属機関の設置に関する条例第5条第2項に基づき、互選により、柳田正明委

員が会長に就任。

また、同条例第5条第5項に基づき、会長が職務代理者として、渡邊秀昭委員を指名。以降、会長が議長として議事を進行した。

## 8 議事の概要

(1) 協議事項『「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和4年度末における進捗状況について』

議題について、資料1により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(委員)

資料1の2ページ目、『5 障害児支援の提供体制の整備』の『⑱難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築』について、目標として『体制を構築する』とあります。

本件についてはとても大事な国の制度であると思いますが、今後どのように計画を進めて行くのかお伺いします。

(議長)

今後ということで次年度のことにも関わるかと思いますが、現時点で事務局から何か回答はありますか。

(事務局)

本件については国の方から体制の整備を進めることを求められておりますので、福祉保健部と子育て支援局で協議を行いながら、体制の整備に努めて参りたいと思っております。

(委員)

これから実施に向けての準備を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

国においては、厚生労働省と新しく子ども家庭庁ができたことに伴い、全国的にも担当部局の整理が難しい問題はありますが、関係部局と調整を行い、整備を進めていく予定でございます。

(委員)

ありがとうございます。

進めて行く中で、できれば当事者団体、山梨県聴覚障害者協会であったり、県立ろう学校などの関係機関とも連携して進めていただければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

当然関係機関において協力して進めて行かなければ構築できない話かと思えます。

その他、委員より御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

よろしく申し上げます。

私は、障害者差別の相談員として務めております。私も障害当事者であり、相談を伺う中で差別の話も色々と出てくるのですが、「諦めてしまう」という表現が少し目立っているような気がします。

私も実はそれに近い体験をしました。電車で遠方に出向く際は長距離移動となることから、障害者手帳の割引の対象になります。ところが今、各駅では人員削減のため切符の購入については対面ではなく自動券売機で行わなければなりません。こういった場合、まず子供用の切符を購入して、精算の際に割引の適用が効くということになります。ところが自動券売機では最初に子供料金についての設定がなく、入力を進めて行く際に、誰が使うかを選択する画面でようやく料金について選ぶことができます。こういった事情から私が自動券売機を利用した際に、まず子供用料金の設定を行うのに手間取り、とても焦りました。

こういった自動券売機の仕様としては、子供が長距離を乗車するわけがないという前提で作られていて、もしかしたら障害者の乗車についても同じ考えで作られているのではないかと感じたところです。

本件について旅客鉄道会社へメールによる問い合わせをしたところ、非常に長いメールの回答がありました。その中では、地方における人員削減を進めていかなければならず、それが結果的にサービス向上に繋がるということが書いてありまして、私が求めている自動券売機の表示をどう改善するかという答えに関してはほとんどありませんでした。

その後、私の方から再度できるかどうか、やるとしたらどういう形でできるかという事を伺ったのですが、やはり帰ってくる答えは非常に長いもので大変分かりにくいものでした。

こういった対応を障害のある方に対してやられてしまうと諦めてしまうだろうと非常に感じたところでもあります。

新型コロナウイルスが5類に移行するにあたり、いろんな事業者も今後は対応しなければいけないという状況から、説明を行う機会も増えてくるかと思えます。

そうすると、説明する側は分かりやすい説明を心がけていかないと、おそらく、計画を進めて行ってもどうせ変わらないというふうに思われてしまうことから、いろんな形で広げていくためには、ぜひ、今よりも分かりやすいことを心がけるということをテーマで進めていただきたいなと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございました。

人に合わせるのではなく、お金やモノに合わせてしまっているような、そのようなや

り方で物事が動いてしまっているという御指摘だと思います。山梨県では幸住条例を見直す際に、障害者差別の解消などを重要事項として作り直したと記憶しております。そういったことをこの障害者プランに踏まえていってはいかがかというように受け取ったのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

ただいまお話しがあったように、駅やコンビニ等において、自動化やセルフレジの導入と行った IoT の波が進んでおり、障害を持った方が不便をされているといったお話も聞くところでございます。そういった御意見も踏まえながら、なかなか県独自で導入ということは難しい部分もありますが、色々と情報を集めながら対応できる部分は対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(委員)

はい、ありがとうございます。

地方の相談会に県の方がいらっしゃった時にもお願いしていることですが、皆さんにお願いしたいのは、本当に「わかりやすい」という言葉を必ずどこかにつけてもらいたいということです。

わかりやすく説明するという事を心がけていただけるとありがたいところです。よろしくお願いたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。それでは他に御意見等ありますでしょうか。

(委員)

資料の 5 ページ『精神障害者における在院期間 3 ヶ月以上の入院患者の退院先の行き先』の中で、退院先が 4 箇所（介護保険施設入所、共同生活援助利用、家庭復帰、転院）に分けて書かれており、介護保険施設入所は高齢化の影響により増加傾向にあるかと思いますが、家庭復帰は合計が 50% 台と比較的低い水準です。ついては現在も進めている 2 ページの『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム』について今後も強力に進めていただきたいと思います。

家庭復帰が少ないということは、当事者も一人での生活や家族のみの支援では大変だという状況であると思います。本当は家庭復帰したいとか一人で暮らしたいとかそういった空気が強いのではないかと思います。地域包括ケアシステムは介護保険のスタートからではないかと思っておりますが、精神障害者にもそういった対策をしていただけないかと思います。

(議長)

はい、それでは事務局からお願いします。

(健康増進課)

御意見ありがとうございます。

委員の御指摘のとおり、やはり精神障害の有無や程度にかかわらず、自分らしく、地域や家庭で生活していただきたいということを目標に私どもも、いわゆる『にも包括』という取り組みを進めているところでございます。

今委員より御指摘いただいた、5ページの介護保険施設入所から転院までの4項目をお示ししておりますが、家庭復帰はやはり最終的に目指すところであります。

しかし、例えば退院の際に当人が御高齢となってしまうたり、障害の程度が重かったりといった事情で、一人で生活することが難しいという場合もございます。

そういった理由から、施設入所やグループホーム等に入所していただくという場合もございますが、各圏域や市町村が受け皿となるようなサービスの提供や支援体制を整えていきたいと考えております。

現在、自立支援協議会が中心となって地域移行に向けた取り組みを進めているところですが、各圏域で対応についてのバラツキがありますので、昨年度、また今年度も各地域で、精神障害の方が自立していただけるように、地域の方の人材育成や、体制の整備というところも引き続き、しっかりやっていきたいと思っております。

今後とも御意見、よろしく願います。

(委員)

どうもありがとうございました。よろしく願います。

(議長)

他に御意見等ありますでしょうか。

(委員)

発達障害の件について、私の感じたところというか、少しお話しさせていただきます。

私は社会福祉協議会という組織にも所属しております、業務の中で福祉教育というものがあり、小学校や中学校に出向いて、障害のことを子ども達に伝えるということを市町村単位でやっております。

そこで起きたことなのですが、学校側に「困っていることは何ですか」と伺ったところ、発達障害の子どもが増えているという話をいただきました。そこで大体1校あたり30分くらいで、子ども達にできるだけ分かりやすく発達障害についての話をしました。

その福祉教育が終わった後に、子ども達の中で、不都合なことが起きると「お前発達障害だろう」みたいな発言がすごく増えたと言いました。そういった事情から発達障害のことはもう触れないでくれ、という学校が実は今年で2校あり、ショックを受けました。

これこそむしろ逆に分かってもらわなければいけないことなのに、そういう状況があるからやめてほしいという、福祉教育が通じない状況にあります。

私達が一番言いたかったのは、できないことをみんなで共有するのではなく、できることを考えていき、できることをとにかくみんなで拾い上げて、それぞれできないことはあるけども、どうやったらみんなで頑張れるのだろうかということでした。それを学校側に一生懸命お話ししたつもりですけど、残念ながらそういうところまでは中々いかないというのが現状だということ、すごく感じました。

ということで、本件は障害の部局だけではなく、教育の方面にもお願いしていかなければ

ればいけないということだと思います。改めて県というレベルで、福祉教育の中で子供達同士で発達障害のことを馬鹿にするということではなく、できないのではなく、できることを広げていくというように、先生方に意識を広めていただくことを進めていただきたいと思います。

そうでなければこの福祉教育が蓋を開けてみればみんな同じようになってしまう。

車椅子の押し方や手話など、目に見えることは広がりつつありますが、目に見えない方がやはり問題になってきております。目に見えないことをできないやつだと馬鹿にするのではなくて、見えないけれどもそこでできることをみんなで、というふうには是非やっていただきたいと思います。

(議長)

発達障害に対する取り組みについての御指摘だと思いますが、事務局の方で何かありますか。

(子ども福祉課)

御指摘についてはおっしゃるとおりでございますが、県の方にもそういった話は確かに聞こえてくるところでございます。

県では、教育委員会、総合教育センターとも連携する中で、発達障害の対応について検討しているところでございますが、今後さらに、連携を深めるような体制を確保するよう準備いたします。引き続き御指導よろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

(事務局)

議題として次期プランの策定と自立支援協議会の報告が残っておりますので、現行プランの進捗についての議事はこのあたりとして、本件について御意見等あれば別途事務局まで御連絡いただければと思います。

次の議事である『「やまなし障害児・障害者プラン2024」(仮称)の策定について』事務局より説明をお願いします。

(1) 協議事項『「やまなし障害児・障害者プラン2024」(仮称)の策定について(基本的な考え方等)』

議題について、資料4～5により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

それでは、今の説明について御質問ある方はよろしく申し上げます。

(委員)

説明の中で、この新旧対照表の右側にもあるとおり、山梨県手話言語条例に関わる施

策を『意思疎通支援の充実』に加えるというお話しがありましたが、具体的にどのような形でこちらに含まれるのか、という点をお伺いしたいです。

(事務局)

3月に手話言語条例ができて、直近のところでは9月23日に手話言語条例の制定を記念するイベントをさせていただく予定であり、来年度以降は、手話言語を広めるための方策を現在検討中です。

取り急ぎ9月のイベントを足がかりにして、その後に繋がるようにと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(委員)

ありがとうございます。

少し思ったのですが、山梨県手話言語条例の内容として、手話を言語として認知をする、聞こえない人が自由に手話を使う、等色々と活動ができるというような内容になりますので、『意思疎通支援の充実』だけではなくて、労働の場面の中でろう者が手話を使って十分に働いていくことであったり、教育の場面でもろう者または教員の方の環境整備や、聞こえる人の学校で聞こえない人とは何かという教育とか、地域に通っている子供達の教育環境の整備であったり、また、防災に関して災害が起きた時に聴覚障害者に対してどのように情報提供するのかというようなこともありますので、『意思疎通支援の充実』だけではなく、教育、防災というような分野についても含めていただければと思います。

心配しているのは、計画に施策を含めることで手話言語条例の意義がなくなってしまうのではないかという点ですが、条例は条例できちんと進めていただきたいと思っております。

2つ目ですが、『施策の柱(3)』の『③障害者スポーツの推進』の『c 障害者スポーツの競技力の向上』という箇所を見ると、全国障害者スポーツ大会への参加、それを協力する、支援をするということだと思いますが、現在では、パラリンピックやデフリンピック等、国際的な競技大会がありますので、そういった世界大会に参加するためのトレーニング支援という点についてもぜひ含めていただきたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。この御意見を受けて事務局から何かありますか。

(事務局)

障害者スポーツについては、10年前は障害福祉課の地域生活支援担当が所管でありましたが、現在はスポーツ振興課が担当しております。御意見いただいた点については同担当部署にも伝えるなど、プランにどのように盛り込んでいくかということについて検討させていただきます。

(委員)

是非よろしくお願いたします。

(議長)

他に御意見等ありますか。

(委員)

『施策の柱(3)』における今回の修正箇所の『d 農福・産福連携による就業の場の創出及び工賃向上への取組』について、産福というところが追加された件について、これは産業訓練について障害者が関わってくるのかと思うのですが、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。

もう一点、先ほどの進捗状況の報告の中で「障害者は福祉サービスを利用せずに、直接、企業に就職するケースが増えている」とありましたが、会社の仕事というのは、効率を重視する傾向にあります。障害者はその特性により、得意な分野と苦手な分野がありますが、苦手な分野であっても繰り返し業務内容を教えることで、仕事ができるようになってくると思いますので、そういった継続的なサポートについても考えてほしいです。

(事務局)

産福連携に関しましては、去年の6月に戦略を定めて、7月から山梨産業支援機構の方に委託を行い、2名のコーディネーターを地域生活支援担当に配置しております。

業務内容としては、県内134箇所ある就労継続支援B型の全事業所を回り、各障害者施設で行える作業を把握し、企業から仕事の切り出しをしていただいて、現在企業の方から業務を受けているところであります。

産業と福祉の連携ということで、そのマッチング件数を1月からカウントしております。実績として積み重なってきているところです。よりマッチングが進められるよう、色々な企業と事業所をコーディネーター2名が回っており、着実に進んでいるところでございます。

2つ目の質問ですが、福祉サービスを利用せず直接企業に就職した際、障害者の特性を理解し、雇用主に見守っていただけるよう、県版障害者ジョブコーチ制度というものを全国で唯一行っております。障害者の方が就労された当初はジョブコーチが同行し、障害の特性などを、その企業の方に伝え、職場に定着するようという支援をかねてから行っているところです。

企業側の所管は産業労働部の労政人材育成課になりますので、今回委員より、障害者の就労定着について御発言があったことを産業労働部の所管部署に伝え、企業側の理解を求めていきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました。最初はできなかったことができるようになると自信にも繋がると思いますので、ぜひその辺のことをよろしくお願いします。



(議長)

産福連携は企業側からも、作業を行う人を講師みたいな形で派遣するシステムについても入れていた記憶がありますが。

(事務局)

企業側から各事業所に指導をすることもあります。何本も施策の柱があり、産福連携の中で色々なことに取り組んでおります。また産福の戦略について詳細を聞きたいということであれば、障害福祉課の地域生活支援担当の方から説明させていただければと思います。

(議長)

施策の柱で新しく項目が入る内容ですので、是非しっかりと周知していただければと思います。

他に御意見等ございますでしょうか。

(委員)

『施策の柱(2)』の新規項目である『④重度障害者への支援体制の充実』という項目、次期プランの重点事項になりますが、『医療的ケア児(者)とその家族の支援』ということで、家族の支援が入ったことは良かったなと思います。

そしてこの家族の支援をするためには、この下のb、c、d全てに繋がってくると思います。

例えば、医療的ケア児のコーディネーターについて、先ほどの現行プランの報告の中でも、市町村への派遣がなかなか進んでいないという話もあり、毎年支援の研修を行っているのですが、受講生がだんだん減ってきています。やはり加算を取ることを目的とする受講者もいらっしゃいますので、そういう意味でも医療的コーディネーターの受講生が少ないというところがあります。そういうところは研修のやり方、または、定期的なフォローアップ研修などをしながら、事例検討をしていく必要が本当にあると思います。

あとは御家族の支援というと、やはり医療型短期入所や居宅サービスの充実という点は本当に必要になります。

現行プランの報告の中でも、短期入所がなかなか進んでいないという報告は上がっていましたが、せっかくこうやって計画に上がっているのに、進んでいないというのは、本当に残念なことであります。サービスを受けたい方は本当に数多くいらっしゃいますので、ぜひ次回のプランの中には、ここの数が増やされるように、そして、増やしたからには、そこを利用する人が必ずいるように、その施設の職員への教育という点も、合わせてプランに入れていただきたいと思いますので、要望として出させていただきます。

(議長)

要望ということですが、事務局何かありますか。

(事務局)

委員からの要望について、1つ目の、医療的ケア児のコーディネーターの養成の関係につきましても、今年度も引き続き研修を行う予定でして、今後そのための打ち合わせをすることとなっております。お話しいただいた受講生の確保や、市町村への配置についてどのように取り組んでいくかということも踏まえて、研修の組み立てなどを検討していきたいと思っております。

次の家族への支援について、令和2年度から医療型短期入所事業所の開設促進ということで、医療コンサルを使い事業所の指定数を増やす取り組みを行っているところです。

また、実際に増えたところとしては、令和3年度に介護老人保健施設で1か所の指定がありますが、こちらは利用者に伝わっていないという実情もあります。介護老人保健施設なので、入浴介助の設備がしっかりしている点や、送迎があるといった、病院にはない介護老人保健施設ならではの特性を活かし利用促進を進めているところでございます。

その他、現時点では実際の指定には繋がっておりませんが、医療コンサルとともに、各病院へ周知活動を行っておりまして、今年度は、複数の病院から開設について前向きな回答をいただいているところもあることから、引き続き医療機関への訪問等を行い、指定に繋がるよう努めていきたいと考えております。

(議長)

はい、ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

(委員)

まず、農福連携の件については、私はすごく県の仕事を評価していて、素晴らしいと思っております。というのも私の職場でも就労継続支援B型の事業所と農福連携を行っているからです。今、実は地域の方でも農福連携について独自で取り組み始めていて、一般企業の方が参入してきており、そこから広がっていているというのがポイントで、非常に助かったというところです。

そういった点で言うと、先ほど話に上がった障害者スポーツの件もそうですし、文化芸術のところもそうです。私の事業所ではこの文化芸術のところにも相当力を入れていて、今、甲府市のあるところから「障害者の方が描いた絵を買いたい」というスポンサーができました。1枚5,000円くらいです。

やはりこれは利用者さんにとってとても励みになっていることから、是非今後も続けていきたいところですが、この様なことをいちいち事業所でやっているというというのは非常に辛いところです。

農福連携の時は、最初に県が力を入れて、補助金も出してくれたことで、それをじゃあ各地域に、という流れがうまくいったと思っております。それと同じように、障害者スポーツ、あるいは文化芸術のところでも、県内企業等がスポンサーになってくれるような体制を県が提示し、あとは地域で、というふうにやっていただくと本当にすごくありがたいので、そういう広がりのある取り組みを期待します。よろしく申し上げます。

(事務局)

地域生活支援担当の方で障害者の文化芸術を担当しておりますが、絵が1枚5,000円で売れたということは初めてお伺いしました。後ほど詳しくお聞かせいただきたい

と思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

1時間半という極めて短い会議時間において、本日事務局よりプランの骨格である施策体系図を示され、次の協議会で素案が出るというのは少しどうかなと思いますし、議事において多くの御意見をいただく中で、全ての意見が出し切れないでいる状態ではないかと、この場を見て感じております。

次回の協議会に向けて、意見の集約方法等について事務局へ提案があります。他で行っている手法ですが、会議の際に各委員の机の上に紙を1枚用意しておき、時間の関係等で発言できない場合、各委員はその紙に意見等を記入し、会議終了後に事務局がそれを回収する。または、その場では一旦各委員に紙を持ち帰っていただき、各自で意見等を記入後、事後的に事務局へ提出するといった対応を次回はしていただけるとありがたいかなと思います。

あともう1つの提案として、次回の協議会開催については、あまり遅い時期ではなく早めに御対応いただきたいと思います。計画の大枠を作る前に、委員さんの御意見が必要になるかと思っています。

(委員)

今お話しいただいた内容と関係しますが、議長のおっしゃったとおり会議時間が大変短いため、素案がある程度できた段階で協議会開催前に各委員に送っていただけたらと思います。

(議長)

では、事前と事後の対応について事務局の方で御検討いただければと思います。

それでは、第2議題であります「令和4年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」の説明をお願いします。

(2) 報告事項「令和4年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」

議題について、資料3により、同協議会の座長から報告があった。

(議長)

それでは終了時間になりました。先ほど申し上げたとおり、短い会議時間の中で全ての意見を聞くというのは難しいかと思っていますので、次回以降の協議会においては、各委員に対して、素案資料の送付とともに、意見聴取の紙も同封いただき、事前に集計のうえ、それらに対する回答について会議開催の時に共有できればと思います。また、会議終了後についても、会議で言えなかった意見等を紙に書き出していただき、取りこぼしがないような対応をしていただければと思います。

これで議事を一旦閉じたいと思います。

進行を事務局に返したいと思います、よろしくをお願いします。

(司会)

柳田会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、大変ありがとうございました。

### 3 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

提案となりますが、山梨県では今年手話言語条例が制定され、9月23日に手話言語条例の制定を祝うイベントを行うということですが、こういう会議の場で1つでもいいから手話を皆さんにお示ししていただけないでしょうか。

私達も手話を勉強しようと思っっているのですが、なかなか覚えられません。

手話言語条例ができれば後はそれでいいというものではありません。せっかく条例が制定されましたし、本来であれば全ての県民の皆さんが手話をできればいいと思いますが、なかなかそれも難しいので、こういう会議において、1つだけ、これを覚えていただきたいという実例を教えていただき、皆さんがそれを真似して覚えられて、普段の生活に少しでも役立てればいいかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

(委員)

心強い発言をどうもありがとうございます。ではどんな手話にいたしましょうか。会議の終わりということで「お疲れ様でした」にしましょうか。

まずは左手を体の前に出し、肘を張ります。右手を左手首当たりに2回トントンと叩いた後、手を広げ小指側を相手に向け顔の前に持ってきます。

これが「お疲れ様でした」の手話です。

(司会)

その他、事務局から何かありますか。

(事務局)

本年度、当協議会の委員の皆様のお意見をいただきながら、策定作業を進めてまいります。まず、第1回目である本日は、策定の骨子とスケジュールについて御意見を伺いました。

第2回目の開催については、先ほど会長より開催時期を少し早めにする 것을検討してほしいという御意見をいただいた点を踏まえ、事前に資料でお示した11月よりも早い時期に開催できるよう、日程を調整させていただきたいと思っております。

また、その後の第3回目は12月に、第4回目は3月に開催する予定です。開催日につきましては、可能な限り事前調整を徹底してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

あと一点補足事項がございます。

皆様方の机の上に9月23日の山梨県手話言語条例制定記念フォーラムのチラシを置かせていただきました。県立大学の講堂をお借りしまして、フォーラムを開催いたします

ので、良ければこのチラシを色々な方に見ていただき、御参加いただければと思います。

(司会)

以上もちまして、今年度、第1回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。  
皆様どうもありがとうございました。